



2024年4月13日
公益財団法人日本ハンドボール協会
会長 金丸 恭文

男子日本代表選手に対する処分について

公益財団法人日本ハンドボール協会は、当協会男子日本選手（4名）が2024年3月に実施した日本代表活動期間中に、当協会が制定した「日本代表としての行動規範」に対する重大な違反行為を行いましたので、当該選手に対して下記の処分を行うことを本日の臨時理事会で決定いたしました。

普段から応援して下さるファンの皆様、ご支援いただいている上部団体、ご協賛各社様に対して、期待を裏切る結果となりましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

当協会としても大変遺憾であり、当該選手へのコンプライアンス指導の徹底、復帰プログラム研修を講じて参ります。また、他の選手に対しても、日本代表の誇りと責任を持った行動を徹底するように再度指導して参ります。

1. 当事者

男子日本代表4名（A選手、B選手、C選手、D選手）

2. 処分の種類

一定期間の代表活動の停止

3. 停止の期間

A選手、B選手：2024年3月24日から2025年3月23日（1年間）

C選手、D選手：2024年3月24日から2024年5月4日（6週間）

4. 処分の理由

本協会登録者倫理規程 第4条第1項、同条第3項但書、第3条（1）および（11）

本協会コンプライアンス規程 第10条（7）、第6条第2項（16）（17）、及び同条第1項（1）

5. 事案の概要

A選手、B選手：代表活動期間中に深夜外出しての飲酒等を契機として、代表チーム外の第三者を宿泊施設に招き入れ、規律違反に当たる行為に及んだもの。

C選手、D選手：代表活動期間中に深夜外出しての飲酒等を契機として、代表チーム外の第三者を宿泊施設に招き入れたもの。

なお、本件につきましては、事案の性質、対象選手の反省の程度、対象選手が将来のある立場であることなどを総合的に考慮し、個人名および事案の詳細の公表は控えさせていただきます

また、本件に関し、管理監督責任者である宮本英範専務理事、強化担当の田中俊行常務理事及び荷川取義浩監督（当時）に対して、再発防止策の策定等を求める嚴重注意処分といたしました。

以上